

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名              |
|-------|-------------------|
| 15    | 五島市福祉医療事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五島市は、福祉医療事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

五島市長

## 公表日

令和5年9月15日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 福祉医療事務  |
| ②事務の概要                   | 長崎県福祉医療給付制度及び「五島市福祉医療費の支給に関する条例」に基づき、対象者に医療給付事務等を行っている。<br>個人番号は、福祉医療給付事務(重度心身障害者、ひとり親、乳幼児)に活用する。   |
| ③システムの名称                 | 福祉医療システム、総合福祉共通システム、中間サーバ   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 受給者情報ファイル                |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第2項<br>五島市福祉医療費の支給に関する条例<br>五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表第1市長の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号及び同号に基づく個人情報保護委員会規則<br>五島市福祉医療費の支給に関する条例  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 五島市保健福祉部社会福祉課、こども未来課  |
| ②所属長の役職名                 | 社会福祉課長、こども未来課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 福祉医療給付事務(重度心身障害者)<br>長崎県五島市 福祉保健部社会福祉課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6117<br>福祉医療給付事務(ひとり親、乳幼児)<br>長崎県五島市 福祉保健部こども未来課<br>〒853-0064 長崎県五島市三尾野一丁目7番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-74-5831 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 長崎県五島市 総務企画部未来創造課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-88-9503   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年6月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年2月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>   |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない   |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない                    |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年6月15日 | I-3.個人番号の利用<br>法令上の根拠             | 利用までに条例制定(番号法第9条第2項)  | 五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1市長の項(番号法第9条第2項) | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携         | 未定  | 実施する  | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | I-5..評価実施機関における<br>担当部署<br>①部署    | 五島市社会福祉課  | 五島市市民生活部社会福祉課   | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | I-5..評価実施機関における<br>担当部署<br>②所属長   | 社会福祉課長 橋口明敏   | 社会福祉課長 堤 俊輔   | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先       | 長崎県五島市 市長公室<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111     | 長崎県五島市 市民生活部市民課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111               | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | I-8.特定個人情報ファイルの<br>取扱いに関する問合せ 連絡先 | 長崎県五島市 市長公室<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111     | 長崎県五島市 市民生活部市民課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111               | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | II-1.対象人数 いつ時点の<br>計数か            | 平成26年12月1日時点  | 平成29年6月1日時点   | 事前   |           |
| 平成29年6月15日 | II-2.取扱者数 いつ時点の<br>計数か            | 平成26年12月1日時点  | 平成29年6月1日時点   | 事前   |           |
| 平成30年6月15日 | I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先       | 長崎県五島市 市民生活部市民課<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111 | 長崎県五島市 市民生活部社会福祉課<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111             | 事前   |           |
| 平成30年6月15日 | I-8.特定個人情報ファイルの<br>取扱いに関する問合せ 連絡先 | 長崎県五島市 市民生活部市民課<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111 | 長崎県五島市 総務企画部総務課<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111               | 事前   |           |
| 平成30年6月15日 | I-5..評価実施機関における<br>担当部署<br>②所属長   | 社会福祉課長 堤 俊輔   | 社会福祉課長  | 事前   |           |

| 変更日       | 項目                                   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月21日 | I-3.個人番号の利用<br>法令上の根拠                | 五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1市長の項(番号法第9条第2項) | 番号法第9条第2項<br>五島市福祉医療費の支給に関する条例<br>五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号<br>の利用及び特定個人情報の提供に関する条例<br>第3条第2項 別表第1市長の項 | 事後   |           |
| 令和1年6月21日 | I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | —   | 番号法第19条第8号及び同号に基づく個人情報保護委員会規則<br>五島市福祉医療費の支給に関する条例  | 事後   |           |
| 令和1年6月21日 | II-1.対象人数 いつ時点の<br>計数か               | 平成29年6月1日時点   | 令和元年6月1日時点  | 事後   |           |
| 令和1年6月21日 | II-2.取扱者数 いつ時点の<br>計数か               | 平成29年6月1日時点   | 令和元年6月1日時点  | 事後   |           |
| 令和1年6月21日 | IV リスク対策                             | なし  | 項目の追加   | 事前   | 様式変更のため   |
| 令和3年2月1日  | I-5. 評価実施機関における<br>担当部署<br>①部署       | 五島市市民生活部社会福祉課   | 五島市福祉保健部社会福祉課   | 事前   |           |
| 令和3年2月1日  | I-7. 特定個人情報の開示・<br>訂正・利用停止請求<br>請求先  | 長崎県五島市 市民生活部市民課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111               | 長崎県五島市 福祉保健部社会福祉課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6117   | 事前   |           |
| 令和3年2月1日  | 評価対象の事務の対象人数<br>は何人か                 | 令和元年6月1日時点  | 令和3年2月1日時点  | 事前   |           |
| 令和3年2月1日  | 特定個人情報ファイル取扱者<br>数500人以上か            | 令和元年6月1日時点  | 令和3年2月1日時点  | 事前   |           |
| 令和3年6月1日  | 評価対象の事務の対象人数<br>は何人か                 | 令和3年2月1日時点  | 令和3年6月1日時点  | 事前   |           |
| 令和4年8月1日  | I-5.評価実施機関における<br>担当部署 ①部署           | 五島市福祉保健部社会福祉課   | 五島市保健福祉部社会福祉課、こども未来課  | 事後   |           |
| 令和4年8月1日  | I-5.評価実施機関における<br>担当部署 ②所属長の役職名      | 社会福祉課長  | 社会福祉課長、こども未来課長  | 事後   |           |

| 変更日      | 項目                             | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和4年8月1日 | I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先   | 長崎県五島市 福祉保健部社会福祉課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6117 | 福祉医療給付事務(重度心身障害者)<br>長崎県五島市 福祉保健部社会福祉課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6117<br>福祉医療給付事務(ひとり親、乳幼児)<br>長崎県五島市 福祉保健部子ども未来課<br>〒853-0064 長崎県五島市三尾野一丁目7番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-74-5831 | 事後   |           |
| 令和4年8月1日 | I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 長崎県五島市 総務企画部総務課<br>〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-72-6111   | 長崎県五島市 総務企画部未来創造課<br>〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号<br>問い合わせ先電話番号 0959-88-9503   | 事後   |           |